

第5回長崎県県庁舎整備懇話会

日 時：平成20年10月18日（土）

9:30～12:10

場 所：長崎商工会議所 2階会議室

○会長 ただいまから第5回の長崎県県庁舎整備懇話会を開催いたします。

委員の皆様方には、土曜日の朝早くにもかかわりませずご出席を賜り、心からお礼申し上げます。

去る7月12日に設置いたしましたこの懇話会は、本日が第5回となります。前回の会議におきまして、これまでの議論を踏まえ、現庁舎の耐震改修は困難であることが大方の意見でございます。建設場所は引き続き検討することといたしまして、今後、仮に県庁舎を建て替える場合のあるべき姿、必要とされる規模及び備えるべき機能等についての議論を進めるとの整理を先般行いました。

そこで、本日の会議では、県庁舎のあるべき姿、規模、機能等について、それと現在地での建て替え案についてを審議し、その後、本日資料が提出された県央地域に関する資料について質疑を行いたいと思いますので、委員の皆様には活発なご議論をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

説明をお願いします。

○知事公室長 おはようございます。知事公室長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、配布資料の確認をさせていただきたいと存じます。

お手元に、「第5回長崎県県庁舎整備懇話会配布資料一覧」ということございまして、資料の1～7まで、お手元にお届けしておろうかと思っております。資料に不備はございませんでしょうか。資料の1～7まででございます。右肩に括弧書きで資料の番号を書いております。よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程でございますが、これから12時ごろまでの予定ということにしております。途中で休憩をとりたいと思っております。長時間の会議となりますが、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日の取材について報道機関の皆様へのお願いでございますが、7月の第1回の会議におきまして、審議の際の写真及びテレビ撮影はご遠慮いただくことと決定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、資料の4、「県庁舎のあるべき姿と備えるべき機能について（素案）」というA4の横書きの資料でございます。

これにつきましては、まず、おめくりをいただきまして一番裏の5ページをご覧くださいと思います。これが参考につけておりますが、平成8年の県庁舎建設懇談会の提言で示された「県庁舎のあるべき姿」ということで6項目ございました。「1 長崎県の豊かな歴史と風土に調和し、県のシンボルとしてふさわしく、県民に親しまれる庁舎であること」、

「2 高齢化、国際化、情報化が進展していくなかで、新たな行政需要とインテリジェント機能等の変化に対応できる柔軟性を備えた庁舎であること」、「3 優れた防災機能を備えるとともに、災害時に防災拠点として機能する庁舎であること」、「4 県民が利用しやすく、業務が効率的におこなえる庁舎であること」、「5 合理的な耐久性の確保および省資源・省エネルギーに配慮した庁舎であること」、「6 周辺の都市環境整備に寄与できる庁舎であること」といった6項目でございました。

1ページにお戻りをいただきまして、本日は、「県庁舎のあるべき姿と備えるべき機能」ということで、これはあくまでも本日の議論のご参考ということで、議論の引き金になればということで、本当に例示というか、たたき台で出ささせていただいております。

あるべき姿に5つのキーワードを挙げさせていただきました。「シンボル」、「防災・防犯」、「交流」、「まちづくり」、「効率性、柔軟性」、それで備えるべき機能として、例えばシンボルであればデザイン等に配慮した「長崎らしさ」を表現する。防災・防犯であれば、「災害発生時における防災拠点としての機能」、あるいは「防犯・交通安全のために迅速かつ的確に対応できる機能」、交流でありますれば、「県民が気軽に利用できる県民交流のための機能」、その他「ユニバーサルデザイン」であるとか、「交流拡大のための情報発信機能」、まちづくりでありますれば、「庁舎周辺のまちづくりとの調和」、あるいは「まち全体の活性化のためのきっかけづくり」、効率性、柔軟性であれば「効率的な事務執行の確保」、「インテリジェント機能」、「新たな行政ニーズへの対応」、「環境への配慮」、「財政負担の軽減」と、議論のたたき台ということで、キーワードを羅列したような資料にさせていただいております。

おめくりをいただきまして、ご参考までに他県の事例、今申しましたような5つのキーワードに当てはめて、他県でどのような整理がされているかと申しますと、例えばシンボルの機能のところでは、県産材の活用とか、あるいは防災・防犯のところでありますれば、災害対策本部室、災害対策室、屋上ヘリポート、一時避難場所等々、それから交流のための機能であれば、エントランスホール、県民ホール、あるいは障害を持った方に対応できる施設、まちづくりのための機能であれば、景観、あるいは建物の階数の設定、効率性・柔軟性の項目では、オフィスオートメーション、情報通信機能等々環境の問題を他県の事例としては取り上げておられるようでございます。これは、あくまでも議論のご参考にしていただければということでございます。

続きまして資料の5、「県庁舎の規模について（素案）」、総務部長からご説明いたします。

○総務部長 おはようございます。

それでは、資料5に基づきまして現在考えております庁舎を新たに建設する場合にどのくらいの面積が必要になってくるのかということで、当懇話会でご議論いただくためのたたき台として一つの試算案をお示しさせていただいております。

まず、この表は、上の方をご覧くださいと、行政、警察、議会、合計という形でそれぞれ総面積、そして職員1人当たり割戻した場合の面積をお示しいたしております。

現況部分については、これまでもご説明をさせていただいたかと思いますが、行政棟が3万4,195平米、1人当たり16.5平米、警察棟が1万6,309平米、1人当たり20.1平米、議会棟が3,260平米、これは議員1人当たりということでご理解ください。70.9平米という状況にな

っております。

今回、試算案としてお示しをさせていただきましたのが、その下に記載しております部分でございます。

まず、基本部分のみ書いておりますが、これは新庁舎を建設させていただく場合には、最低これだけぐらいは必要になってくるのではなかろうかと。例えば現在、庁舎を使っておりますが、会議室等が不足し、その使用料の負担を余儀なくされております。そういった部分を庁内に整備するとしてどのぐらいの面積になるであろうかという試算結果でございます。

それから、その下に、「付加部分を含む」と書いておりますが、これはこれから庁舎の備えるべき機能、規模等についてご議論をいただきますが、例えば他県の例によりますと展望ホールを設けたり、あるいは県民情報センター等を設けるか否かで、相当面積に開きが出てまいりますので、そういった部分について、仮にそういった機能を新たに付加させるということになれば、これぐらいの面積になるのではなかろうかという部分をお示しし、加算をいたした数字でございます。

それから、さらにその下に、「国土交通省面積算定基準」というのをお示ししておりますが、これは国の庁舎を建設する際に一般的に用いられます国の面積の算定基準、これに基づいて積算した場合にどのぐらいの面積になるであろうかという部分をお示ししております。

例えば、具体的にはどういう形で積算するかといいますと、部局長クラスの方々は何人いらっしゃるか、部局長さんのお部屋は1人当たり何平米であるか、一般職員は何人おって、1人当たり何平米ぐらいで積算をするというような手法で積算をされておりますが、それに基づいて積算した場合に面積がどうなるのかというのをお示しし、対比をいたしております。

ちなみに、これまで庁舎の建設費概算として451億円程度かかるのではなろうかと、こう申し上げておりましたが、その面積の算定基礎になりましたのが、この前回提示、平成20年2月20日にお示しした分ですが、「(駐車場を含む)」という欄がございます。行政棟は6万平米、警察棟2万5,000平米、議会棟1万2,000平米、合計9万7,000平米で試算をいたした結果が、前回お示しした451億円ということになってまいります。

その下に、九州他県の平均、あるいは最近建設された他県の状況、ご視察をいただいた佐賀県、熊本県、鹿児島県の状況を下に「【参考】」としてお示しをさせていただいております。

それから、もう一枚めくっていただきまして、では具体的にどういうやり方で算定したのかというのを次のページでご説明させていただきます。

1番上の四角囲みですが、「基本部分」について、こういう考え方で積算をいたしております。それから、真ん中に先ほどご説明させていただきました「付加部分」、そして「合計」という形で整理をさせていただいております。

まず、行政、警察、議会に分けて考え方をお示ししております。行政からご説明をさせていただきます。

まず、「執務室面積(執務室)」と書いております部分でございますが、現況の執務室が1万4,094平米ありますが、試算案、今回案としてお示しをさせていただきました部分、

この執務室の面積は1人当たりの執務室面積は、基本的に同じ規模だという前提で積算をいたしまして1万3,633平米。なぜ減っているかといいますと、少し職員の減を見込んでおります。本庁の職員が若干ではありますが、減ってくるだろうという試算をいたしております。それで1万3,633平米、これは規模的には今の1人当たり執務室面積をそのままスライドさせた部分です。

ただ、これまで庁舎のご視察をいただきましたけれども、数多くの所属で廊下にキャビネットが飛び出しております。これは最低限やはり執務室の中に入れる必要があるだろうということで、廊下に飛び出したキャビネットを全部執務室に入れる、これが約900平米程度必要になってまいります。

それから、もう一つ課題になってまいりますのが、非常に廊下等が狭くて車椅子でおいでになられた方が執務室にお入りになれないという部分が出てまいります。したがって、執務室の片方の入り口からお入りいただいて、もう一方の出口から廊下に出ていただく、その部分の面積をバリアフリー分ということで新たに付加させていただきました。この両者を合わせますと2,209平米は必要であろうと試算をいたしました。

以上が、執務室についての考え方でございますが、そのほかにいろいろな機能が求められております。「諸室等」という欄に記載をさせていただいておりますが、電算センター、共用会議室、倉庫、あるいは便所や給湯室、売店、食堂といった共用スペースが必要になってまいりますので、そういった部分は現在の庁舎で問題ないということであれば、そのままの面積を用いておりますし、少し手狭であるというふうなことであれば、他県の建設事例等を参考にしながら、必要な面積を積算させていただいております。

この中で太字の数字を記載させていただいておりますが、先ほども申し上げましたけれども、国が新庁舎を建設する際に用います一般庁舎の面積算定基準に基づいて積算した部分が、この太字のゴシックで記載した部分でございます。

以上の諸室等に加えまして設備関係に要する部分、そして廊下やエレベーター等の交通に必要になってくる部分等を積算いたしまして、行政については、現況3万4,195平米に対して4万4,275平米程度は必要になってくるのではなかろうかと試算をいたしております。

ちなみに、その右に記載しておりますのは、先ほど申し上げましたように国の庁舎建設の場合の面積算定基準によると大体4万9,000平米程度になってまいりますので、国の算定基準よりは少し小さな規模を想定して提出をさせていただいております。

それから、警察は、全く同じような考え方で面積の整理をさせていただいております、現況面積1万6,309平米に対しまして、試算案として2万249平米程度を今回お示しをさせていただいております。

それから、議会に対する考え方でございますが、これはなかなか具体的な積算というのは難しい状況でございます。

したがって、今回一つの案としてお示しをいたしましたのは、九州各県の平均数値を用いて面積をお示しをいたしております。

まず、九州全県を平均いたしますと、議員1人当たり175.7平米で、これに本県の議員数を積算いたしますと大体8,000平米程度、議会として九州平均並みになりますと必要になってまいります。ただ、この中には非常に大きい県、小さい県がございます。例えば沖縄県では1人当たり292平米という規模になっております。したがって、九州各県の中でも

一番大きい県、そして小さい県であります宮崎県、宮崎県は1人当たり117平米程度となっております。この両者を除きまして平均を取り直しますと1人当たり164平米、これに議員数を掛けますと大体7,500平米となります。現在、試算案としてお示ししておりますのは、この最大最小を除く平均部分をベースにして7,544平米ということで面積の積算をさせていただいております。

以上、行政、警察、議会を合わせますと、基本部分として7万2,000平米程度は必要になってくるのではなかろうかと考えております。

これに対して、これからご議論をいただいて、場合によっては必要だというご判断であれば、このくらいの規模で必要になってくるのではなかろうかという展望ホール、県民情報センター・県民ホール、あるいはエントランスホール等を参考までにお示しをさせていただいております。

仮に、こうした基本部分、付加部分すべてを含めて建設をするということになれば、その下にお示しをしておりますように、行政、警察、議会を合わせますと7万7,800平米程度になるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。よろしくご検討いただきますようお願い申し上げます。

○知事公室長 続きまして、資料の6をお開きいただきたいと思います。

前回、現在地での建て替えの場合のたたき台を検討してほしいという宿題をいただきましたので、現在地の建て替えの案について想定の案をつくってみました。お手元にA3の広い表のような資料と、その後ろに絵と写真をつけた資料がございます。

まず、この表になっている、右肩に「(資料6)」と書いてある資料と次のページの資料の左側に位置図のようなことを書いておりますので、そののところと一緒にご覧いただければと思います。

まず、資料6でございます。

計画の条件といたしましては、ただいま総務部長からご報告をいただきました資料5の面積、議論のためのあくまでもたたき台として一つの試算をさせていただいたものでございますが、現在地でのたたき台を検討する際に、そういう試算をさせていただきました。今、左上のところを申し上げます。延べ面積が、行政の部分が5万平米、議会の部分が8,000平米、警察の部分が2万平米で、トータルで約7万8,000平方メートルということ、たたき台の前提にさせていただきました。

それから、駐車場につきましては、来客用は九州の他県の平均程度で300台、公用車を270台、現状程度570台を確保するという条件にいたしました。

この表の上の左から3つ目、敷地の面積でございますが、現在の県庁舎が約1万3,000平方メートル、これは江戸町公園の部分は含んでおりません。それから警察本部庁舎の敷地が約2,000平方メートルでございます、用途地域は商業地域ということで、建ぺい率は80%、容積率は600%ということになっております。

今、県庁舎の敷地が1万3,000平方メートルでございますので、容積率600%からいうと7万8,000平方メートルということで、この試算であれば今入っているわけでございますが、さらにこれを超えるということになりますと、右肩に書いてありますが、総合設計制度等の緩和措置の検討が必要になろうかというところでございます。

具体的な案でございます。下でございます。建替え案の①、②、③と3つお示しをしてお

ります。

まず、建替え案の①でございます。計画の趣旨のところに書いておりますが、次のページの地図と申しますか、左側の地図と見比べながらご覧いただければと思います。

まず、埋蔵文化財調査の範囲を最小限にするということを考えて、現在の庁舎の位置に建てる。それから、その際、警察棟については、現在の警察本部庁舎にこの容積率の限度いっぱいまで建てて、足りない分を行政棟と一緒にする。それから、議会は行政棟の中を含む。当然この場合は仮庁舎が必要になると、こういう案でございます。

こうした時に、隣のCの欄にございますが、行政・議会・警察棟と1つの建物が約8万平方メートル、これは駐車場も含めて20階建てぐらいになるろうかと。警察棟が1万5,160平方メートルで8階建てということになるろうかと思えます。

それから、建替え案の②でございますけれども、これは現在の江戸町公園を使って、行政・議会棟、警察棟というものをそれぞれ建てるという案でございます。

議会は行政棟の中を含む、警察本部庁舎の跡地は駐車場棟として建設をする。そうしますと江戸町公園がなくなりますので、新たに江戸町公園は現在の駐車場のところにつくる。この場合も当然、仮庁舎が必要になってまいります。

こうしますと、これは行政・議会棟が20階建て、警察棟は9階建て、それと新江戸町公園の地下に駐車場、現在の警察本部のところ駐車場棟と、こういった案でございます。

さらに、建替え案③は、仮庁舎を最小限にするために少しずつ建て替えることができないかという案でございます。まず、江戸町公園、第2別館、第3別館の敷地に行政・議会棟の7割程度を先行して建設して、本館・第1別館を移すと。その本館と第1別館の解体したところに警察棟を建てて、最後に行政・議会棟を増築すると、こういった案でございます。

この場合も、議会は行政棟の中を含みますし、警察本部庁舎の跡地は駐車場棟と、新たな江戸町公園を現在地に建てる。こういう案を考えますと、行政・議会棟が22階建て、警察棟は10階建てと、こういったことになるろうかと思えます。

これをイメージ図にしたものが、2枚目以降の絵でございます。一番上でございますのが現在の写真でございます。それぞれ県庁の正面玄関のところ、それから出島方面、それと大波止方面から見た写真でございます。同じようなアングルで、今の面積、高さを想定して、こういうイメージになるろうかということでございます。

それから、もう一枚おめくりをいただきまして、上の方に絵が4つ並んでおります。これは建替え案③で、順次建て替えていくということを想定いたしました。その流れで書いたものでございます。4つありますうちの一番左の方、工程としては右隅に4つ書いておりまして、赤字のところでございます。

まず、一番最初の絵が第2別館・第3別館を最初に解体をすると。それと江戸町公園を廃止するというのが、一番左のところでございます。

それから、左から2番目のところで、県庁舎の本館と第1別館の行政・議会棟の約7割程度のところを、ここに建てて、本館と第1別館を解体する。

それから、3つ目のところになって、警察本部庁舎を解体して、警察棟を今の本館のところに建てる。

4つ目が、一番最後に残りの行政・議会棟を増築して、駐車場棟をつくり、ぐるっと回す案でございます。

それから、その下の方に建替え案①の建物、20階建てをつくった場合、ご視察をいただきました鹿児島県庁とのボリュームの比較をしております。鹿児島県庁が18階でございますが、62.6メートルと69.4メートルの縦・横でございますが、左の方を見ていただきますと、それよりも大きいサイズ、20階建てというイメージをご覧いただければと思います。

なお、ご参考までに右下の方には建物をすべて撤去した場合の現在地のイメージを、出島の方からと大波止の方から出したイメージを挙げております。

そうした際に、資料6にお戻りをいただきまして、建替え案の備考のところに、それぞれ考えられるであろうことを書いております。

まず、建替え案の①の備考のところでございますが、当然、仮庁舎が必要になってまいりますので、借り上げ費等ということで74億円、もしくは83億円の費用が新たに必要になります。これは第3回の懇話会でご説明をした数字でございます。

それから、同じくその際にご報告いたしました、1カ所に集中して仮庁舎を確保するということが困難であろうかと思われましますので、約4年半にわたって工事期間に分散した仮庁舎が必要になるということでございます。

それから、この駐車場を確保するために地下の駐車場をつくらざるを得ないということになりますので、この地下駐車場、地上駐車場に82億円程度の費用がかかろうかと思っております。これは直近に建設された5県の建設単価を参考にした数字で、建物の建設単価を参考にした数字でございます。

それから、①案ですと、警察棟が2棟に分かれるということになっております。

それから、行政・議会・警察棟は、鹿児島県庁の行政棟に相当する相当巨大な建物になります。景観上の問題があるかと思われまします。

それから、できるだけ埋蔵文化財調査の範囲は最小限にすることといたしましたが、中庭の部分については調査が必要になります。極めて重要な遺構が発掘された場合は、現地保存棟の必要が生じるということになりますと、現地保存が必要となった部分については、庁舎としては利用できないという可能性がございます。また、幕末の流れを残す石垣は保存できる案でございます。

次に、建替え案の②でございますけれども、これになりますと、同じく仮庁舎が必要になりますので、借り上げ費等として74億円から83億円、それから1カ所に集中して仮庁舎が確保できないという状況は同じでございます。

それから、この場合は、地下駐車場、駐車場棟の建設で約90億円という費用になろうかと思っております。

それから、ここは江戸町公園を活用しますので、埋蔵文化財調査に期間が要するかと思います。同じく極めて重要な遺構が発掘され、現地保存の必要が生じた場合については、その部分は庁舎としての利用はできないということになろうかと思っております。

それから、行政・議会棟は、①案よりは小さくなりますが、20階建ての建物でございますが、景観上の問題は残ろうかと思っております。

それから、幕末の名残のある石垣の一部は撤去することになります。

それと駐車場棟は今の警察本部の跡地ということで、建物とは国道を挟んだ別敷地ということになります。

それから、江戸町公園の廃止・移設の必要が出てまいります。

行政の機能をそれぞれ1棟に入れることができるということはメリットであろうかと思
います。

次に、建替え案の③でございますが、これは先ほどのイメージ図を見ていただきますと
わかりますとおり、行政・議会棟が22階ということになりますので、出島と江戸町の間を
大きく壁状に遮るような建物になってしまいまして、歴史的・文化的景観への影響が大き
いかと思われまます。

それから、幕末の名残を残す石垣の撤去は免れますが、地図を見ていただければわかり
ますとおり、大きな建物が周囲をふさぐ形になっております。

それから、地下駐車場・駐車場棟の建設は約87億円、それから、埋蔵文化財については、
同じような問題がございます。

それから、工期を今説明しましたように3期に分けますので、通常の工期に加えて3～4
年程度の工期が長くなるかと思ひます。

それから、行政・議会棟は、細長い「く」の字の形になっておりまして、執務空間を効
率的に確保しにくいかと思ひます。駐車場が別敷地になり、また、江戸町公園を移設する
必要があります。

それともう1点は、西側の道路、江戸町公園の前の道路でございますが、ここは狭い道路
になっておりますので、建築基準法の高さ制限については検討が必要になるかと思ひま
す。

それから、メリットとしましては、仮庁舎が最小限でできるということと庁舎の機能を
それぞれ1棟におさめることができるということはあるかと思ひます。

一つのたたき台としてお示しをさせていただきました。ご検討いただければと思ひます。

それから、最後に資料の7でございます。前回の宿題の一つに、3つの候補地があること
を念頭に置いてという宿題をいただきましたので、県央地域について一応状況をご参考ま
でに資料としてまとめさせていただきました。資料7の1ページでございます。

これは、県内の各市町ごとの人口でございます。県央ということになりますれば、諫早
市、大村市ということで、その人口と割合を挙げさせていただいております。

2ページ、他県で、いわゆる県庁所在地と県庁所在地より人口が多い都市の状況でござ
います。全国で5県程度でございます。いずれも、人口規模は9割程度の差になっておろ
うかと思ひます。山口だけ7割ぐらゐの差がございます。

それから、3ページでございますが、これは前回の懇話会の中で、県庁舎のみならず、他
の関係機関の集約のご指摘がございましたので、一応具体的な表にしてみました。国の機
関、報道機関、関係団体が、長崎市、諫早市、大村市、ほかの市町にそれぞれどんなふう
にあるのだろうかという状況でございます。具体的な中身につきましては、次のページ以
降に具体的な機関等は配置状況をお示しをさせていただきました。

それから、9ページでございます。公共交通機関の状況でございます。これはもうご承知
のとおりと思ひますが、平成8年の懇談会でも同様の整理をされておりましたので、平成2
0年10月時点で改めて整理をさせていただきました。長崎市と諫早市と大村市、農林試験場、
運転免許試験場ということに周辺を絞って出ささせていただいた資料でございます。

それから、10ページ以降は、都市機能の状況。道路、上下水道、コンベンション、宿泊
施設等の同じく比較でございます。

それから、12ページは、県内の市町からのアクセスを距離と時間でそれぞれの、左側の各市町の市役所もしくは役場から長崎市、諫早市、大村市の市役所までの時間、距離を表示したものでございます。これはナビゲーションシステムを参考として作成してございまして、陸路の場合は、自動車を利用して、高速道路、一般国道を法定速度で走行した場合ということを想定しております。

それから、新庁舎建設にかかる検討対象地ということで、これは平成7年6月に調査して出された資料をそのまま出させていただいております。

最後に14ページ、法令上の規定で、地方自治法の第4条第3項でございしますが、第1項の条例の制定・改廃については、県議会の3分の2以上の議決というものが定められております。

それから、警察法の第47条の3項において、道府県警察本部は道府県庁所在地に置くということが定められております。

以上、資料のご説明でございました。

○会長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。これから審議に入りますので、報道機関のカメラマンの方につきましては、恐れ入りますけれども、退室をお願いいたします。

(報道カメラマン 退室)

それでは、まず、議題(1)の「県庁舎のあるべき姿、規模、機能等について」を審議いたしたいと思っております。

議題(1)について、まず資料4の「県庁舎のあるべき姿と備えるべき機能について(素案)」を審議し、その後、資料5の県庁舎の規模についてを審議したいというふうに思っておりますので、そういったことでよろしいでしょうか。

それでは、まず、「県庁舎のあるべき姿と備えるべき機能について(素案)」、皆様方のご意見等はいかがでしょうか。資料の4でございます。

○委員 ちょっと的外れかもしれませんが、それと少し論点が外れるかもしれませんが、この際言っておかないと言う機会がないかと思っておりますので発言いたします。

9月議会を傍聴しました、県議会ですね。それと市議会は時々行っております。議会で感じたことは、数十年前に県議会も、私も傍聴しましたが、その時は、さすがに県議会は市議会とは違って大所高所から討議されているなと思いましたが、今回はそれがなかったんです。それはなぜなのかなと思ったんですが、行政の大部分が、県から市町村に移譲されているのも1つの原因かなと思いましたが、ただし、行政の対応は、県はさすがだなと思えました。例えば部局長がちょっと答弁に逡巡すると、知事がさっと答弁されて、なかなか頭の切れる方だなと思いましたが、その知事がなぜこの時期に、朝と夕方では世界の情勢がどんどん変わる時期に、10年前に決めた魚市跡地にどうしても、しかも、今の時期に庁舎を建てる、道州制が導入されるというのがわかっているのに、どうしてそんなに固執されるのかなというのが1つわかりません。

というのは、私どもは年寄りですので、後は野となれ山となれでいいんでしょうけど、長崎県は全国でも下から1~2番に経済力のない県ですよ。道州制が10年後に導入されるというのがわかっている時期に新庁舎を建てるというのに何の疑問も持たないということに、私はびっくりしております。

というのは、多分ほかの県は、今の時期に何でそういうことをするのかと内心は思っ

ていると思うんですよ。

例えば今の県庁舎の姿が恥ずかしいとか何とか言われますが、私は、全然そうは思いません。そういう時代に県庁舎は建てて今まで頑張ってもちこたえてきたんですからすばらしいと思っています。恥ずかしいというのは、むしろ戦後60年たっても経済浮揚ができないというこの実態ですね、その方がよっぽど恥ずかしいと思います。

この間の新聞でも、最低賃金は一番下ですよ。沖縄県は別ですからね、一番下ですよ。そういうことをどうして恥ずかしいと思わないのかなと思っております。

私の考えとしましては、行政棟は本当に機能は麻痺しています。どうしようもないと思うんです。ですから行政棟は思い切って新しい土地に建てて構わないと思うんですが、警察は、今の新別館ですね、それと警察の敷地を合わせて現在の位置でもう少し考えられないか。十分容積は建てられます。それと、議会棟は申しわけないんですけど、議員の方には。今の建物を改修して、だまし、だまし使ってもらって、道州制が導入された時点で今の敷地をその時代の人に考えてもらう。今から跡地をどうする、どうすると言うのも、今回の県庁舎のことで皆さん懲りていると私は思うんですよ。10年前に決まったことに呪縛されているような気がします。ですから、跡地をどうするかというよりも、今緊急な問題は何なのかというのをもっと真剣に考えていただきたい。

それともう一つ最後に言いますが、魚市跡地は、何も県庁舎がこなくても、あの土地は経済効果があります。民間が施設を建てても十分成り立っていきます。その方が、長崎の市の経済浮揚にもなると思いますし、例えばコンベンションホールとここに書いてありますが、その関係の人はもっと大きなコンベンションホールが欲しいんだと、国際会議ができる場所が欲しいんだと。例えばアリーナがあるじゃないかといいますが、あそこはいろいろ問題があるんですよ。だから行政棟の残りを、例えばそういうことも利用できるんじゃないかと思います。

それと最後にどうしても言っておきたいのは、建設基金の中でしていただきたい。もうこれ以上、負債を次の世代に残してはならないと思っております。

○会長 今のご意見につきましては、県庁の庁舎をつくるべきではないというのが今の結論のようですね。

○委員 つくっていいんです。行政棟はつくっていい。行政棟も、それから警察棟もつくっていいんですけど、今の位置で、行政棟は新しいところで、魚市跡地で構わないと。3つ分かれても、かえってそれの方が危機管理の時にいいと思うんですよ。今、新別館は防災センターだけ入っています。後はほとんど教育関係の部署が入っております。ですから本当に新別館は警察棟の心臓として、今の警察本部の建物は解体して、あの土地で、道を挟んでブリッジになるかもしれませんが、あの土地で新增築ですね。それと議会棟は申しわけありません。改造して今の位置でと私は今思っております。そしたら何とか基金内でできないだろうかと思っております。ですから、全然、建設を反対とは言っておりませんよ。それは勘違いしないでください。

○会長 ただ、道州制の問題があるから、先々のことを考えた場合にはどうだろうかというご意見もありましたね。

○委員 それは議会棟に関してです。議会棟に関してです。行政棟は新築してください。

○会長 事務局の方から今のことについて何かありますか。

○知事公室長 今日はいろんなご意見をいただく場でございますので。

これまでご説明をしてきた点についての再度のお話ございましたので、繰り返しのようになりますが、なぜ今の時期に県庁舎の検討をするかということについては整理をさせていただきます。

第1回の会議の時に、まず現庁舎の課題、経過はご報告をいたしました。簡単に申し上げますが、一つはやはり分散化による問題、21棟に分散して2億円程度を要しておる問題、それから狭隘化の問題、老朽化による改修経費の増加、それから耐用年数の問題等々を第1回でご説明をさせていただきました。

10年前ということでございましたが、この経過についてもご説明をいたしました。平成8年、9年の県議会と、それ以降の県庁舎予定地の工事の進捗、さらに長崎駅前周辺の事業に一定の進捗が見られること。

そして、これも大きな要素がございますが、耐震改修の必要性、これも第1回の時にご報告をさせていただきました。平成16年度、警察本部もでございます、それぞれ耐震診断をした時に、震度6強に対して崩壊、倒壊するおそれがあるといったような状況の中で、この平成21年度に埋立地の完成等の状況を見て、改めて検討する時期になろうかということで、この懇話会の皆さんに改めてご審議をいただくということにしておる状況でございます。

魚市跡地の状況、財政の状況、それから道州制の状況につきましては、第3回の時にご報告をさせていただきましたので、現状についてはご説明を省略させていただきます。

○会長 よろしゅうございますか。何かまだご意見がございますか。よろしいですか。

○委員 承知しております。

○会長 どうぞ。

○委員 今、委員から、戻るようだけどということで勇気を持ってご発言いただいたことを本当に感謝いたします。私も、決してこの会議を混ぜ返すために発言しているわけじゃないことをぜひご理解いただきたいんですが。

委員の、極力、基金の中でというお考え、そして、申しわけないけど議会棟は今のをとすることは、ある面では今の県庁を耐震改修してでも使えるだけ使ってほしいということだと思います。

場所の議論というよりは、やっぱり今の県民感情といいますか、ましてや、私ども県庁を中心としてまちが生成発展してきた江戸町、築町から浜町、中通り、ずっと旧市街といわれるところで商いをし、そして住まいをしている人間としては、どうしてもこの県庁問題に関して、皆さんたちと考え方を一にすることができない部分がございます。これは何度か発言をさせていただきました。やっぱりどうしても私たちの仲間から、今なぜ、どうしてということが出てまいります。

今、知事公室長からそうやってお話がありましたが、今、私たちは、この旧市街に住む人間として、人口減少に対してまちをたたむということを少し意識しています。新聞に、これは一部ですけど、「都市と地方」ということで、人口減社会の中の新しい発想ということがあるんですが、私ども浜町商店街、浜町に限りませんよ、旧市街というふうにあえて言いますけれども、まちをたたむということは非常に我々に求められている使命だと思っています。これは町民とか市民とかというレベルではなくて、これは県にも言えることだと思うんです。

今、百四十何万人の人口がいらっしゃいますが、15年後は120万人台ですね。そして25年後、2030年には111万人台ですね。この人口推計の中で、長崎県を上手にたたんでいくということは非常に重要な政策だと思います。

先ほど総務部長から、考え方の中で、執務スペースの中で職員の減も織り込んでおるといふようなこともおっしゃいました。見事にそういうふうなことも織り込んでおられますが、私は、今から先、議論が展開していく中で絶対押さえていただきたいのは、やっぱり長崎県の人口が少なくなる、そして長崎市の人口は、先ほど申しあげました2030年の段階では30万人台に減るんです。その時に上手に都市をたたむという発想が必要なんです。その時に、今、この新しいものをどかんとつくるのかと。だから私どもは、現地で耐震できるものは耐震にすると。

今日は、資料として建て替え案について出していただいて本当にありがとうございます。やっぱりビジュアルにこうやってすると、なかなかわかりやすいものであります。

ただ、もう一つ申し上げますと、必要な行政棟はつくるべきだと思いますが、今の庁舎を本当に、I類だとか0.9だとか、私も勉強して多少頭に入っていますけれども、そういったものをクリアしながらも、道州制の行く末が見えるまでもうちょっと辛抱して使うという発想はできないでしょうか。1回目の発言としては、そのように考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 委員の意見にもかぶるんですけれども、私も、この時期に本当に県庁舎を建て替えるということにどれだけの重要性があるのかということを考えている人間です。

いろんな説明の、先ほどの室長の説明の中でも耐用年数の問題というのがございました。確かに、前回の専門家の委員の中で、建物自体が60年とか70年のオーダーでしかもたない建物であるというふうな意見が出ております。

一方、今日は来ておられないんですけれども、委員の文章を読みますと、コンクリートの寿命というのはまだ明らかではないんだと。そもそもコンクリートというものが100年も満たない歴史しかないんで、これが一体いつまでもてるのかというのはまだ明らかではないという意見もございます。別に私は、そこでこれは矛盾ではないかと言っているつもりは全くなくて、いろんな学者によって議論があるというのは当然でございます。

我々は、考える上でもっといろんな学者の、例えばコンクリートの寿命一つにしても、いろんな学者の意見を、この場に呼んで、来ていただいてお話を聞くということも考える上で非常に大事じゃないかというふうに考えます。

それと同じように、耐震性を非常に重要にするということで、魚市跡地という埋立地地がいいのかということも、前回の「県民の声を聴く会」の中で、土木系のNGOをやっておられる方の意見でございますけど、議事録を読んでみますと、最近の研究では砂以外でも液状化が出るという、そういった論拠もあるようでございます。

ですから、液状化の問題にしても、もっといろんな専門家の意見をこの場に呼んで聞くという場があってもよろしいのではないかと。その方が、我々もいろんな考えの上でいいソリューションが出るのではないかとというふうに考えております。これは要望でございます。

○会長 今のは要望でございますね。今議題になっております「県庁舎のあるべき姿と備

えるべき機能について」の意見がございました。どうぞ。

○委員 事務局からせつかく資料を出されていますから、これについていろいろお聞きしたいんですが。

備えるべき機能、これは行政棟、警察棟、議会棟もひっくるめたあるべき姿ということ念頭に置いて書いておられるのかどうかということですが、行政棟、警察棟、議会棟は、それぞれあるべき姿、機能というのは少し違うところもあるのかもしれませんが。ですから、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

それから2点目、ここに効率性、柔軟性とあって、本県財政の負担の軽減とありますね。このことについて先ほどからいろいろご意見が出ておるんですけども、この負担の軽減というのを、今の長崎県の置かれている財政の厳しい現状の中からは、これはものすごく重視しなければいけないんですね。

そうしますと、これについて、もし新築するとすれば、経費を削減して経済的な庁舎をつくとか、施設の長寿命化とか、管理維持のたやすさとか、将来の改修の対応、設備更新の対応ですね、要するに長期的な経費の軽減等について、いろいろな現在の科学的な知見に基づいた、そういったものについての取り組みも必要じゃないかと思うんです。

それから3点目ですが、新築しなきゃいけないという議論の中で、一つの大きな課題になっているのが駐車場の確保というのがあるんですが、これにはやっぱりどうしても利用者の需要に対応した駐車場の確保というのも備えるべき機能の中に当然入ってくるのじゃないかなということで、ちょっと述べさせていただきました。もしありましたらお願いいたします。

○知事公室長 ありがとうございます。本日お出ししました、この「あるべき姿と備えるべき機能」というのは、先ほども申しましたけど、あくまでも今日ご議論いただくためのたたき台ということで出させていただきましたので、特にこれを警察、議会と分けて考えたわけでございます。全般的に、いずれにしても、どの庁舎であっても、こういったことは必要になるのかなとは思いますが、特に区分して出したわけではございませんので、どうぞご自由に、今ご意見いただきましたような点をお示しいただければと思います。

○会長 ほかにご意見はございませんか。

○委員 今、たたき台というふうに言われました、あるべき姿と備えるべき機能ということで。どういうことであっても県庁舎は、確かにそういう姿であってこういう機能を持っているということは必要だというふうに私は感じます。

じゃあ、現在の県庁舎に欠けているもの。例えば備えるべき機能というのがこういうふう書いてありますけれども、これに対して現状、何が欠けているのか、何が問題なのかというのをもう少し具体的にお示しいただきたいというふうに思います。

○会長 事務局、今のはいいですか。現状における欠けていること、具体的に。

○知事公室長 次の懇話会にそういう資料をお示ししてというご要望と受け取ってよろしいのでしょうか。

○会長 この「県庁舎のあるべき姿と備えるべき機能について」の素案がありますね。一つのたたき台ということで出されたんですが、今おっしゃったのは具体的にという話でございますので、ある程度、事細かにというのはなかなか大変でしょうから、ある程度のこと

とのですね、こんなものが不足しているんですよということを。

○知事公室長 わかりました。簡単に、ご意見に沿うように準備してみたいと思います。

○委員 例えば、ここに防災・防犯というのがありますね。備えるべき機能として、災害発生時における防災拠点としての機能と。恐らく、今、何らかの機能は持っておられるというふうに認識をしていますけれども、じゃあ、現在何が問題で、例えばある大事な機能が、こういう機能が欠けているんですと、そういう現状を説明いただきたいと、こういうことでございます。

○知事公室長 端的に申しますと、前回、耐震のところでもご議論になりましたけれども、今、防災センターというのは新別館につくらせていただいております。そこで緊急の対応はするようにしておるんですけれども、他県をご視察いただいたとおり、このセンターの規模というものは、他県の3分の1程度でございますので、当然、緊急の本部を設置した場合に、例えば政府とか自衛隊とかの要員を収容するスペースはないわけでございます。

それと、繰り返して申しますならば、本庁舎の耐震機能の中で防災については、端的に申しますと、警察本部の防災機能が、全体の庁舎の3分の1が倒壊、崩壊のおそれがあるといわれている庁舎でございますので、加えて本庁舎の土木部の部分についても同様であるということから申しますと、耐震機能を備えていないという点が防災面については一番致命的な状況ではないかと思っております。

○会長 そういったことの、現在においては、ある程度はもちろん備えているわけでございますけれども、新しい耐震化とか、ほかのいろんなものがあるでしょうから、その辺をある程度、次は挙げてください。

○知事公室長 わかりました。先ほどの規模のところでは付加する部分、例えば展望ホール、情報センター、エントランス等についてのご議論も今後あろうかと思っておりますが、当然そういうのは今の県庁舎にない部分でございますので、整理して出ささせていただきたいと思っております。

○会長 それでは、時間もございますから。どうぞ。

○委員 県庁舎の問題については、あるべき姿というのはここに示されておるんですが、基本的に地方行政がそれぞれ県、市、町、役割を持って今日まで運営してきたのは事実であります。

長崎県の県庁、県都長崎市との関係、今、魚市の跡地がどうなのかという話が中心になっているんですが、しからば県庁舎をそこに移して、長崎の中でどういう役割をする。

先ほど委員から話がありましたように、私も当初は、あそこは物流拠点としてすばらしい土地だというふうに思っておりました。9年前、県庁舎などを大体そういうふうに決まったんだという話が知事から出てまいりました。

そういう話の中で大体絞られてきた部分が、いや、そうじゃないんだということで、公聴会を含めて議会がやったんですね。やってきまして、今、そうは言っても、それぞれの説明された部分も含めて、機能も含めていくと、やっぱり県庁としての一定の機能は当然確保すべきだと。

今、市町村合併も含めて、それぞれ地方行政、地方自治体のありようが非常に効率化を、本当に機能的にですよ。私は、機能が落ちるような効率化は全く許されないと思いますが、

機能を維持しながらしていくための県の行政としての県庁舎のあるべき姿というのは当然あるんだと。そういう面では、この県庁舎は長崎市の中、いわゆる長崎市なんですよ。県庁の問題だけを我々はここで論議しておるんですが、県都長崎市との関係の中でどういう役割と位置づけを持って県庁舎が魚市跡地になってきているのか。

そして、このあるべき姿の中でそれぞれの役割をいろいろ書いていますけど、これは県庁舎として考えているだけで、全体の長崎市の持っている部分とか、トータルの中で本当にこれが必要なかどうかという問題も含めて論議をしないとですね。

県庁舎は、みんなこういう機能はあった方がいいので、本当は。それはどんどん、どんどん増えるばかりと私は思っておりますので。そういう面では、長崎市との関係も含めて、もっと長崎の港を中心としたまちづくり、もっと市と連携をとってやるべきじゃないかというのがあります。別の機関としてですよ、ここだけじゃなくして。その中で県庁舎はこういう役割を果たんだと、防災も含めてですよ。それは市との関係も含めて連携がとれていないと、県だけでどうだこうだとはならないだろうという気がしますから、その辺の考え方も含めて、県として何かお持ちの部分があればお聞かせ願いたいと思います。

そういう機能も含めて、将来的にいつからこういう県庁舎の建て替えを始めるのかというのは、それぞれ県民の今置かれている状況等々を踏まえていくと、委員がおっしゃったように冗談じゃない、まだすべきことがあるんじゃないかということが県民の皆さんの声であるのも事実なんです。

今の株価の暴落を含めると、地場中小の皆さん方は年末から年明けに貸しはがし等で大変な状況になるんだろうと。その中で三百数億円の県庁舎の問題をという、本当に県民の感情がそうなるのかという問題も含めてあるので、そういう打つべき姿を県として想定して、ちゃんと皆さん方に、財源としても確保できるような措置があつてというのを裏づけとして説明してやっていかないと、なかなかいかんのではないかなと。

税金ですから、これを県庁舎だけで絶対使うんだと固執すべきではない。私はずっと前から言うんですが、すべきじゃない部分の判断ができるような部分も持ってもらいたい。それは議会の皆さん方も、そこら辺を理解してもらわないといかんところもあるでしょうけど、それは建て替える時期の問題等も含めて検討していけばいいことなので、ぜひそういう面ではもう少しいろいろ広範囲な角度からやってもらいたいなというふうに思います。

○知事公室長 長崎市とも一体となって、県庁だけでなく、県庁舎がどういう役割を果たすのかということについても、このあるべき姿、機能の中でご指摘をいただきました。

前回、第4回の懇話会で、都市再生緊急整備地域の指定も視野に入れた取り組みをご報告させていただきましたが、ご指摘が改めてございましたので、これをまた次回に譲らせていただいて、再度、ご指摘の点をもう少し整理をして次回にご報告をさせていただければと思います。

○会長 今の話で、長崎市内では確かに県庁舎と長崎市というのはありますけれども、県全体でございますのでね。各市それぞれございますので、それとの関係もちゃんと事務局の方で整理をして出していただきたいと思います。

○委員 県庁舎の規模もいいんですか。

○会長 それは後でします。

○委員 交流の中で、機能について、これからは国際交流が盛んになって、必ず外国の方

が県庁舎を訪れて知事に、副知事に会って、そういった語学の同時通訳の機能が必要じゃないかなと、こういう考えを持っているんですが、その点の考えはいかがでございましょうかと思って。

ほとんど外国は、ドイツ、フランス、イギリス等に行きますと、必ずそういった同時通訳の部屋がありまして。時間が2倍、3倍かかりますからね。同時であれば時間が省略できますので、そういった機能が交流のために必要じゃないかなという考えを持っていますが、いかがでございましょうか。ほかの機能については問題ないと思いますけれどもね。

○知事公室長 現時点では具体的な内容について、まだ持っておりませんが、今後の基本構想策定等の中で、ご意見いただいた点も検討してまいりたいと思います。

○委員 私は、やっぱり経済人という立場からすると、県民に親しくとか、そういうふうな付加機能と言われるようなものが、3県を見ましたけど、ほとんど使われていない。

本当に美辞麗句で、県民に親しまれるとか、長崎らしさというのは、美辞麗句でこういう資料には並びがちですが、私が3県を見た限りで言うと、非常にある面では、前回の会議で、県庁というのは単なるオフィスビルだと、やっぱりシンプルに考えていく。先ほど申し上げました長崎県とか長崎市が上手にたたんでいくという発想は、そこから生まれていくというふうに思います。

この最後のページに、平成8年の懇談会で、この時点ではすばらしくまとめられたと思いますけれども、そういう今の経済状況とか、長崎県の置かれているたたもうというか、地方として将来的にたたんででも豊かに生きていこうというためには、一番の長崎県の豊かな歴史と風土云々という、こんな美辞麗句を掲げ過ぎないようにしていかないと。

それよりも、2番目の高齢化、人口減というのを絶対に入れなければならない。もちろん国際化、情報化、これは当然です。3番はもう言うに及ばずです。

4番の県民が利用しやすく云々と、ここら辺のところを安易にすらっと流れていく、心地いい文章として流れていくというのは非常に危険だと、それよりも、道州制についての結論を待つとかという部分が要るだろうと思います。

いずれにしても、この資料にいたしましても、県の方が出させていただいておりますけれども、県の方の、私たち民間とちょっとギャップがあるところ、今、本当に、冒頭私が発言させていただきましたが、県民・市民はもう自分の生活で精いっぱいです。そういう状況の中で、今度の県庁舎をもし建て替える、現地で建て替えるとしても、この美辞麗句のような建て替え方に対するスタンスは、私としての意見は反対というふうに言わざるを得ない。

以上です。

○委員 委員の意見にということじゃないんですが、我々は長崎県のためにということで、先ほど委員の方から話がありました、2010年に世界大会を持ってきたんです、長崎に。1,800人来ますよ、外国の人たちが。日本の人たちもその中に約1,000人来るんです。ホテルはありません、会議室はありません。先ほど言いました通訳の人たちも大していません。同時通訳をする機器もありません。

引っ張ってきたんですけど、どう対応するか、県の皆さんが大変、市も含めていろんな形で努力はしてもらっているんですよ。それをどうカバーするかという長崎の実態が、国際観光都市なんですね。ですから、そういう面では、トータル的な分も含めて県庁のあり

方の中で含めてもらいたいというのは、そういう機能、国際化に向けての県庁が窓口となれるような機能は備えてほしいなど。

そういうことをしないと、道州制で長崎県がどういう役割を果たし得るのかという一つの、道州制の中での長崎県のありよう、あり方の将来的なビジョンにもつながってくるのではないかという意味では、この新しい県庁舎づくりの一つに、こういう形でイメージも含めてあるんだというのを出せるような県庁舎のありよう、あり方にしてもらいたいなどという気がいたしております。

○委員 資料4の〔参考2〕にというので5ページに、平成8年の県庁舎建設懇話会提言ということで、「県庁舎のあるべき姿」というのをここに6項目書いてあるんですけど、今、平成20年で、12年間の環境変化の中で、今、地球温暖化防止とか、道州制の導入とか、雇用問題、若い人たちの雇用がないといった環境が変化している中で、県庁舎のあるべき姿というのをもう一度、平成8年に提言が出されて、その間12年間に変化してきたもので、今、何をなすべきかというのを具体的なもので示していただければ、すごくありがたいと思います。

○会長 今のはよろしいですか、次の時にその辺は。どうぞ。

○委員 今のご意見のような、県に対して出せ、出せという、何かおかしいんじゃないかと。懇話会というのはそうじゃなくて、皆さんご自身がこうだと考えることを出すべきだと私は思いますね。でないと議論が前に進んでいけないという感じがします。

それから、先ほどからいろいろありますけれども、道州制がどうなるかというのは、政治的な問題もいろいろあってわからないわけですね。

しかし、逆に言えば、平成8年から今20年、12年間ほったらかしという状況をどう考えるかだと思うんですよ。

地震というのは、いつくるかわからないんですよ。来ないかもしれませんが、実際は。よかったということになるのかもしれませんがね。しかし、今の状態がいいとは思わないということぐらいは、最低のレベルの合意事項として議論を前に進めていかないと、これはあれも考えなくちゃいかん、これも考えなくちゃいかんといったら、永久に解決しないといえますか、できない問題になってしまう。そのお金が突飛もない、県の財政から見て明日から飯を食べないという話なのか。そうじゃないというぐらいの感じですね。

それから、もう一つ専門的な方からいいますと、コンクリートの耐久年数という問題について、いろんな方のご意見を聞けど。こんなもの、聞いても意味ないんじゃないですかね。コンクリートというのは、半永久的ですよ。ローマ時代に既に、ローマに行かれたらパンテオンという大きな建物がありますね。あれはコンクリートなんです。2,000年はもつんですよ。

ただ、問題なのは、現在の建物は鉄筋コンクリートですよ。コンクリート自身は空気にさえさらされなければ、絶対に長持ちします。どんどん強くなります。しかし、鉄筋が入るために、その鉄筋がさびていく。そして日本では、耐震設計をやる以上、鉄筋なしのコンクリートは成立しないんです。昭和20年代ないし30年代につくられた建物は、その意味で現在には通用しないとなっているわけですね。ですから耐震補強をしなくちゃいかんわけです。

その耐震補強が、この前見せていただいたように、現在のあの建物にやるとすれば、と

んでもない建物になってしまうというおそれがあるわけで、どうしても建て替えざるを得ない。行政棟もそうでしょうし、警察棟もそうだというお話でしたね。そのことがやはり前提だということ。

それから、液状化の問題は、前回、委員がお話しになったように、もちろん現在では砂でないところ等々で起こると、起こることは想定されているわけです。現在の建て方でいきますと、例えば神戸のようなああいふ本当の人工島の場合はかなり広範囲に起こるために、建物にたどり着けないという問題が出るんですけれども、魚市跡地程度ではまず問題ないと。そこに仮設の橋をつくったっていいです、大したことはないです。ですから、そのことについて議論を遅くするより、むしろ建て替えをする、あるいは新しくつくる時に検討すればいいことは今はしなくて、今本当に何をすべきかについて、むしろ早目にやっていただきたい。

それから、先ほど出てきていました件、中央、県央あたりで考えるというのは、これだけの資料が出てきて、まだそれにこだわっていくというのは、議論の進め方が私はやっぱり後戻りし過ぎではないかという気がいたしますので、よろしくお願いします。

○会長 どうぞ。

○委員 そうですね、警察法を見ると、県庁所在地に県警本部はもってこなきゃいかんと書いてあるので、私が前回発言したことを実現するには、警察法も変えなきゃいかんのかということで、非常に現実的ではないですね、これはね。

もう、やる、やらないの議論は県議会の方に任せてしまって、あと3回ですよ、この懇話会は。ですから、県庁舎はどういった整備をすればいいのかという議論に特化していくべきだと私は思います。でないと、何もならなかった会議になるんじゃないかなと思うんです。それは前回のとおりにんですが。

道州制の話が先ほどから出ていますが、道州制というのは、結局、権限を道州に移譲していこうということでしょうから、今、3割自治で県庁はこれだけの規模でやれていると。そしたら今度は3割が4割、5割、6割になってくると、逆に高機能、高効率に伴う、別にスペースがあるからといって機能が上がるとは思いませんけれども、それにかかわる処理等々を考えれば、逆に今度はこれで足りるのかと、人数を減らしていいのかというような懸念もあるわけです。それが道州制の実態だからですね。霞ヶ関が予算を手放すとは思いませんけれども。

もう1点です。非常に県民所得が低いというようなことで、360億円あるのであれば、外部のゼネコンには絶対任せてほしくないなと、県内の業者さんで何とかできないのかなと。そういう経済効果もあるんじゃないかなと、眠らせておくよりかはですね、そういうお金の使い方をしてほしいなというようなことがあります。

時間もないということで、ちょっと規模の、これは質問です。

○会長 規模の問題は後でまたやります。

○委員 わかりました。

○会長 いろいろご意見が出ましたけれども、あるべき姿につきましていろいろ意見が出ましたので、補足して次に資料をある程度整理して出していただくということにいたしましたと思います。

それでは次に、県庁舎の規模についてに入りたいと思います。どうぞ。

○委員 これはちょっと意地悪な質問かもしれませんが、前回提示、9万7,000平米、450億円以上かかるということでしたね。

私の計算方法は、ど素人ですので、ちょっとお尋ねしますけれども、451億円を9万7,000平米で割ったら単価が出るんだろうなと思うんですよね。それに付加部分を含む試算案の7万8,000で掛けてみると、ちょうど362億円になるんですね。基金が368億あるんですか、たしかね。あら、できるじゃないみたいな感じ。数字ありきの試算なんじゃないかなと、ちょっと勘ぐったりするんですけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○総務部長 まず、前回の算定基礎でお示しした数字、行政棟で6万平米、警察棟2万5,000平米、議会棟1万2,000平米、これは実は平成8年に民間の懇談会で種々ご議論をいただいて、その提言をいただいた面積がございました。それをベースに、一部駐車場もやっぱり屋内に必要なのではないかと考えまして、例えば行政棟は4,000平米、警察棟も4,000平米、それぞれ駐車場を含んで9万7,000平米程度になるだろうと。

そして、この面積に、最近建設された他県の建設実例があります。その実例で、一体平米単価を幾らぐらいかけて他県の庁舎ができたのか。それを地域補正と時点修正をかけて求めてまいりましたのが、他県と同じような庁舎をつくとすれば平米45万2,000円程度かかるだろうと。場所の補正と時点修正をやって45万2,000円という建設単価を一応出しまして、それをベースに積算したのが、先ほどの451億円ということであります。

今回お示しした基本的な考え方については、先ほど申し上げたように現在の庁舎、あくまで今の面積で事務はやられているわけでありまして、今の庁舎の規模を最低限確保する必要はあるだろうという考え方で、足らざる分は、廊下に飛び出したキャビネットを執務室の中に入れよう。そして執務室の中に車いすでおいでになって、片方の入り口から入って片方の出口から出ていただくだけのスペースはやっぱり最低限必要じゃなからうかというような考え方で、足らざる面積を加算して算定した面積でございます。

確かに、先ほど申し上げたように45万2,000円、仮に今回試算案としてお示しした部分にこれを適用して大ざっぱに掛けてしまいますと、付加部分を含んで353億円ぐらいの金額にはなるんですが、これは決して基金がこれだけあるからという考え方は全然ございません。

それからもう一つ、参考までに申し上げておきますが、県庁舎は本体だけつくればそれで済むかという、決してそうではありませんで、設計管理費等がまた別に必要になります。例えば、今回の面積の中には駐車場等は入っていませんけれども、仮に屋根付きの駐車場をつくらないといけないということであれば、そういった事業費も必要になってきますし、いろんなソフト、ハードの付帯した事業費というのも別途必要になってきます。

○副知事 この数字を出ささせていただいておりますのは、前回の議論で、ともかく現地建て替えができないのかと。具体的にできる案を示して欲しいと。それから、移転だとどうということになるのか、あるいは県央だとどうということになるのかということをお示しをお願いします。

前回の議論の中で、135億円で耐震改修をして今の建物を維持するのは無駄だから、建て替えの議論をしなければ、具体的に建て替えを3カ所で議論するというふうなことをこれからやっていかなきゃいけないというふうなお話がありました。

そうすると、現地建て替えだとどうということになるのかということをお示しの上で、建物の規模を想定しないで具体的なシミュレーションというのはお示しできません。ですから、まず建物の規模というものを想定しよう。その想定の方は、いろんな考え方があるんだ

と思うんですが、これまでの懇話会でのご議論は、できるだけシンプルに、最低限のものでやるようにしてほしいというふうなご議論がありました。九州の平均値をとる考え方、あるいは国の基準をとる考え方、いろいろありますが、そういう最低限というふうな考え方に立って一番コンパクトなもので建て替えたとしたらどういうことになるのかということの上で議論をしていただくということで、今回お示しした案は、現在の仕事のスペースは全く増やさないと。ただし、どうしてもやらなきゃいけないキャビネット、あるいはバリアフリーで車いすが入れる最低限のライン、そのラインのところだけを入れたとすれば、これは最低限ということになりますので、その規模をまず計算をしてみたというふうなものでございます。

ですから、これでいけばボリュームも最低限のものになるので、現地建て替えは後ほど議論をしていただきますけど、現地建て替えを最低限のボリュームでやったとしたらどういふふうになるのかということを見ていただくための議論のたたき台の数値であるということでございます。

○委員 今回の資料は、試算案というのは16.9平米、現在の執務スペースで出されたわけですね。長崎県は職員1人当たり16.9平米でしたか。

○知事公室長 今日の資料の、現況のところにあります。行政棟が16.5平米、警察20.1平米、議会棟が70.9平米、これを前提にしております。

○副知事 もうちょっと正確に言いますと、2枚紙がでございます。縦長の紙を見ていただきますと、執務室面積と追加分と分けて書いております。この執務室面積というところは、現況の面積をそのまま使ったということです。現在の執務面積はそのままにして、さらにそこに廊下に出ているキャビネット、それからバリアフリーで車いすが通れるスペースを追加して計算をしたということでございます。

○委員 バリアフリーとか廊下に出ているものは当然つくっていくべきというふうに思いますし、じゃあ、縦長の方の現況、1万4,094平米と1万3,666平米というのは、人数掛ける平米というのは、16.9掛ける現状の人数なのかなというふうに思ったんですが。

○総務部長 実は、庁舎は執務室にかかる部分と、その下に書いておりますように共通で会議をする部屋であるとか売店であるとか共通部分、それに廊下部分等全体を含んで1人当たりで割り戻しますと、庁舎全体で行政は本県では16.5平米です。その内訳に執務室がありますので、執務室を1人当たりで直しますと6.1平米ぐらいになります。その6.1平米を、少し職員が減りますので、その職員に掛けて1万3,633平米と。

○委員 じゃ、重ねて質問しますが、私は先ほどから人口減のことで都市をたたむということの中で、どのくらいの職員減を、どのくらいのスパンで考えられた上で、この執務スペースを想定されているんでしょうか。

○総務部長 人口減というのは、恐らく長期スパンで変わっていくだろうと思っておりまして、とりあえず将来、人口が減った前提で庁舎をつくとすれば、新庁舎に入れない職員が出てまいりますので、当面、当座は建設時期を見越して、数年後に職員が何人ぐらい減らせるかという前提で規模を積算しております。

○委員 無茶なことを申し上げているつもりではなくて、この執務スペースが大変狭い状況であるというのは見学させていただいて状況はわかっております。

ただ、長崎県の今の状況の中でいいますと、本当に他県、もしくは九州と九州の平均レ

ベルとかというのは、ちょっと私どもも難しいのではないかと、やっぱり節約していただきたい。効率を上げるために投下することは結構ですけどというふうな考え方を持っています。

やっぱり現状の職員さんがいらっしゃるわけですから、その人たちに入っていたかなきゃいかんわけですけど、どのくらいぐらいの、決して合理化とは申しませんが、どのくらいのIT促進とか、そういうふうな業務合理化において、真ん中の試算案の4万4,000平米、私は下の付加の部分は先ほど意見を申し上げましたので、真水として執務する県庁舎が4万4,000平米で現状が3万4,000平米に対して約1万平米の増ですよ。ここら辺のところはどうしても私たち素人でわかりにくいので、この表をもう一度ご説明いただけませんかでしょうか。

○会長 これは、素案の一つの試算案ですからね。これでいくわけではないですから、一応の素案ですから。

○総務部長 一つは、将来人口も減少していくであろう、道州制への移行も念頭に入れつつ、おそらくは職員数というのは大きく変わっていくのではないかと。そういった部分をどう見込んでいくかというのは非常に難しい状況なんですけど、一定私どもが今考えておりますのは、実は、これまでも行財政改革にたび重ねて取り組んでまいっておりますし、県庁全体の職員数もこの間1,000人ぐらい減ってきておりますし、また継続して減らしていこうということで取り組んでまいっております。

ただ、その際、県庁全体でそういった規模で職員削減を見込んでおりますが、県の本庁機能と出先機関の機能を分けて考える場合に、現在、市町村合併が相当進んでまいりまして、県と市町村の関係が場合によっては1対1の関係になってきています。そういう意味で、さらに地方機関の数も見直していかないといけない。

そういう流れを考えます時に、今、複数の地方機関に任せている、例えば地域運営に関する企画立案機能とか、そういったものをこれから本庁に移してくる方向で動いていくだろうと。したがって、地方機関に分散配置しておりました機能の一部は、もう直接本庁に移して、より専門的、広域的な観点から支援機能を果たしていこうということで取り組んでまいっております。

したがって、実は本庁でも全体で1,000人を削る場合には、もっと削減して当然ではないかというご意見をいただいているのは事実ではありますが、そういうことでなかなか本庁機能としては、これ以上の削減というのは直ちには難しい状況にあるのではなかろうかと考えております。

もう一度、ここの積算の考え方をご説明いたしますが、先ほど申し上げましたように、執務室面積につきましては、現在の執務室が職員1人当たり6平米程度になっておりますが、これが数年後、県庁舎建設の時点ではもっと職員数が減っているだろうと。その職員数を想定して、同一の1人当たり面積を乗じて1万3,633平米というのを求めております。

そして、これに2,209平米追加いたしておりますが、これは先ほど申し上げたように、現状で廊下に出ているキャビネットを中に入れる、そしてバリアフリーのために確保すべき面積を加算いたしております。

それから電算センターは、コンピュータを置いている部屋でございますけれども、現在465平米、新庁舎においても最低そのくらい必要であろうと。各種委員会室というのは、選

挙管理委員会でありますとか、人事委員会とか、地方労働委員会という外部の行政機関としての委員会を持っておりますので、その委員会を開催していただくようなスペース、こういった複数の委員会に必要なスペースを現状と同規模程度考えております。

それから、会議室各課というのは、まず上の会議室というのは、各課に配分する会議スペースのことです。これは全体の執務室面積に連動するような形で、国の新営基準では一定割合、このくらいになるのではないかと積算されますので、それを採用いたしました。

そして共用会議室ですが、現状1,821平米ありますが、前回、これまでの庁舎の現況についてご説明申し上げましたように、会議室が足りませんで、庁外に求めている会議が相当ございます。年間3,000万円を超える会議室の使用料を払っている。したがって、そういった外部の会議室の借り上げ実績をすべて調べました。そうすると、例えば50人規模の会議室が庁内にやはり4室ぐらい不足すると。あるいは100人規模、200人規模、300人規模、そうした会議を外部に求めています、庁内に整備することによってそういった会議室の借り上げ経費等も節減できるだろうと、そういう前提で必要な部分を加算いたしまして、2,691平米という数字で整理をいたしております。

倉庫につきましても、現況841平米ということで非常に不足する状況であります、これも国の新営基準では2,059平米程度必要だろうと、これは執務面積に対する割合で算定をされております。

そのほか電話交換室、印刷室、あるいはパスポート室等、ここに記載しておりますように、現状で足りる分は現状のスペースで、どうしても足りないと考えられる部分については、新営基準に応じたり、あるいは他県の例等を参考にさせていただいて、個々具体的に積算をして積み上げていったものでございます。その結果として、行政は4万4,000平米、警察は2万平米程度はやはり最低限整備をしていく必要があるのではなかろうかと考えてきたところでございます。

ただ、議会は、実は個別具体的に検討を行っておりません。したがって、一応、他県並みの議会棟を整備するとした時に、このぐらいの面積は必要になってくるのではなかろうかと。例えば、委員会を開催するにも専用の会議室を議会で持っておりませんので、そういった部分も含めて、やはり一定他県並みには確保する必要があるのではないかとこの考え方で整理をさせていただいております。

○委員 私ばかりで恐縮なので、とにかくこの資料を出していただいたことで、4万4,000平米が固定化しないようにしていただきたいなと思います。佐賀の場合には4万2,000平米ですかね、お出しいただいた資料5の1で申し上げます。延べ床面積だから違うのか。

いずれにしても、現況と10年前に出された試案からすると一歩、ぎりぎり検討された状態で4万4,000平米ということが出されたというふうに理解してよろしゅうございますか。

○総務部長 もっとこれから具体的に検討する中で、こういったものは必要ないのではないかとこの部分は当然出てくると思います。それは基本設計なり実施設計の段階で精査を要するだろうと思います。

それから、先ほど佐賀県の面積についてご指摘がありました。資料5の一覧表をご覧くださいと思います。佐賀県はトータルで4万2,000平米、1人当たりに換算しますと22.9平米です。

○委員 長々とすみません。ありがとうございました。

○委員 規模の関係ですが、今、総務部長から話がありましたように、これを見ておって、今後の道州制の動向はわからんとしながらも、議員定数も含めていろいろ変化がくる時に、えらい議員がですね、議会が4倍、行政面積が約2倍拡大すると。こういうのは県民感情も含めてもう少し議会側の皆さん方も努力をしていただいた部分として、もう少し議会のスペースについては検討していいんじゃないか、効率的な運用について努力をさせてもらってもいいんじゃないかという意味では、検討を含めてもう少しやってもらいたいなというのが一つ。

それと、今、執務面積の関係でありましたが、今後の地方分権の状況、推移を見ていく時に、国のシステムが多く地方に移譲してくる。そうすると人も移譲してくるという状況の中で、勘案した数字としての試案のスペースにしているのかどうか。しておらんでしょう。

ということは、これ以下になってくるといのは想定ができていないので、より予測をして拡大せざるを得ないんでしょう、実際。そのくらいのスペースは持つておかないと、いざそういうシステムが変化した場合には対応できないと。新しい県庁舎をつくって、完成時には人を収容できないと、また分散して庁舎を使わないといかんという状況になってしまう可能性も含んでおらんでしょう、これは。いや、削減、削減という話ばかりだからさ。そうじゃなくして、そういう状況にもなり得るんだというのがあるんでしょう。こちら辺が一つ。

それと、全体の県庁の規模の問題が出てきましたけれども、し尿も含めて環境対策としての、環境を考慮した部分というのはこの中に何か入ってないんですかね。例えば、ハウステンボスでいろんな形で循環機能でつくっていくという機能も立証されているんですよ。環境対策を踏まえた県庁舎のつくり方をするという面で、面積だけ計算しているからそうなんでしょうけど、そういう考え方はあるのかどうか。

そして、今の県庁舎を見たら、電力関係がもう、ひっつけ、ひっつけできたもので大変な状況になっているのは、我々でもすぐわかるんです、危ないというのは。こういう総合的な機能を集積する部分というのは、ここの中でどこにあるんですかね。まさか倉庫じゃないでしょうね。そこら辺が別途にまたあるのかどうか、教えてください。

○総務部長 まず、議会についての考え方でございますが、これはまだ議会の方にも一切ご相談させていただいていない数字でございます。中身を議論していく過程の中で、当然ながら個々具体的なご検討をいただく必要があると思っておりますが、今回は、先ほど申し上げたように、九州他県並みに整備するとすればこのくらいの面積になるのではなかろうかということでお示しをさせていただいておりますので、今後、具体化する中で面積は大きく変わってくる可能性があるということをご理解いただきたいと思います。

それから、道州制が実現する過程の中で、今予定している庁舎の面積が余ったり、逆に不足する場面も考えられるのではないかと。当然ながら、そういう可能性はあるものと思っております。県が今所掌しております事務は一定部分、基礎自治体である市町に移管がなされますが、その反面で国が今所掌しております、例えば国の地方機関の機能もおそらくは県並びに基礎自治体に移管が進んでいくのではないかと。

そういう時に、一体全体何人ぐらいの職員体制になるのかというのは、これは現実には非常に、今の段階で見込んでまいるのは難しゅうございます。したがって、先ほど申

し上げたように最低限、新庁舎ができた段階で、その庁舎の中に入れ込むべき職員数を前提に積算をした状況でありまして、当然ながら、将来のことを考えると遊びの部分はほとんどないという面積であります。

それからまた、庁舎に対して環境対策等特別な配慮というのが、これからの時代は必要ではないかというようなご指摘かと思えます。

今回は面積だけ積算をいたしました。どういった機能を付与させるかというのは、例えば面積的には設備関係室、縦長の表の4番に設備関係室というのがございます。これは電気室、機械室、そういった部分のスペースでございます。

これから具体的に整備する際に、いわゆるランニングコストの部分、あるいは施設全体のライフサイクルコストまで含んだところで設備投資とその後の経費負担等の兼ね合いを考えながら、環境対策、エネルギー対策等についても配慮しながら、取捨選択していく必要があるのではなかろうかと考えておりますが、現在のところ、そういった特別の機能というのは想定しておりません。そういう状況でございます。

○副知事 誤解があるといけませんので、再度ご説明させていただきますけれども、具体的な面積とか、そういうものは基本設計をやってみないとわからないわけです。

今ここでご議論をいただいておりますのは、まず、県庁舎を耐震改修するのか、建て替えるのか、建て替えるとしたらどこに行くのかと、こういうことをですね。それから、その時の基本的な方向としてこういう方向、こういう機能を考えてほしいということをこの懇話会でおまとめいただくというふうなことでございます。ですから、具体的な規模の議論をこの懇話会の場で決めるというのにはちょっと限界がございます。

ただ、そうは言いましても、規模の議論がなくて現地建て替えとか、どこにやるとか、そういう議論をしていただくことができないわけですね。ですから、そのために規模の考え方として、例えばこういう考え方があるんじゃないかというものを、議論のためのたたき台として、議論のための材料として出させていただいたと、こういうふうなことでございます。ですから、これで決まりということでは全然なくて、もっとそこは詳細な議論が必要だと。

その時に、いろんな議論のたたき台を出す時にも、最低限のレベルでやったとしたらどうなのかということをつくってみたものだ。最低限のボリュームでやった時に、現地建て替えでどうなのか、これから次の段階で議論していただきますけど、それを見ていただくためのものということで、ここで数字が決まったとか、議会のあり方がどうこうというふうなことをお示したものではありません。

○会長 よろしゅうございますか。一応これでこの件につきましてはですね。

休憩をいたしまして、また次に移りたいと思います。

10分程度、休憩をいたします。

(休 憩)

○会長 それでは、時間もまいりましたので、再開させていただきます。

議題は次に移らせていただきます。また後ほど、ご意見があれば出していただきたいと思います。

それでは、議題の2の「現在地の建替え案」につきましてに入らせていただきます。

ご意見はございませんでしょうか。

○委員 このように現地での建て替え案を出していただいたことに対して本当にありがとうございます。

まず、建て替え3案というのには私は注目しております。建て替え3案でしたら、現在の庁舎のところに警察棟がくるということですが、私は、先ほどから発言をしていますように、旧庁舎のところを何とか耐震改修して、今の江戸町公園、第3別館等々のところでやらないものかというふうに思っている者でございます。

その場合に仮庁舎などの問題が出てまいりますけれども、仮庁舎にそんなに膨大なお金がかかるのかとこれも疑問に思っています。長崎には今、高校の空いているところとか小・中学校の統廃合で、ましてや県庁から市役所までのところも空きオフィスが相当出始めております。それこそ、まさにまちづくりを考えるのであれば、この背骨に今までオフィスがあって行政の中心であったということからいったら、いろんな意味で仮庁舎も含めてですが、この背骨のところをご活用いただきますように、そういう考え方になれないものか。

質問として、仮庁舎が74億円とか83億円とか、こんなにかかるものなのか。実際に遠方のところを利用しながら仮庁舎として費用がかからない方法でいけないものなのか、この点を質問させていただきたいと思います。

○知事公室長 まず、ご質問にはありませんでしたけれども、旧庁舎を耐震改修してということについては、今日のご議論の前提として前回の懇話会の時に、耐震改修については大方の意見として、現庁舎は今の状態で耐震改修は困難であるということが大方の意見であるので、建て替えるとした場合のあるべき姿、たたき台を出していただきたいと、こういう前提での資料を出させていただいておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

仮庁舎の金額について、74億円、83億円ということを出させていただいております。これは第3回の懇話会の時にもたしかご報告を申し上げました。74億円というのは、借り上げビルで対応した場合の数値でございます。83億円というのは、プレハブ庁舎を建設した場合のお金でございます。

一つには、この建設期間が約4年、借り上げに要するのが55カ月、年数にしますと4年7カ月ほどかかります。具体的な積算については、今現在、日生ビル等々を借りておりますので、実際の借り上げておる単価をもとに積算をしております。

また、LAN工事でありますとか引っ越し代、電話交換、あるいは県議会の議場の借り上げ、こういったことも出てまいりますので、これを具体的に積み上げるとどうしてもやはり74億円から83億円という数字にはなろうかと思えます。

それから、空いている施設というお話がございましたが、高校もございますが、いずれも片道30分、40分程度かかる場所でございますので、分散化の問題もございまして、通常の業務の効率性という問題もあろうかと思えます。

いずれにしろ、これだけの面積を1カ所に集中して借り上げるというのはなかなか難しいというのが現実的ではないかなと思いますので、いずれにしろ、かなり分散した庁舎でこういった金額が必要になるであろうというのは、実際に積算をしてみるとこういうことになろうかと思っております。

○会長 よろしゅうございますか。

ほかに何かご意見はございませんか。

○委員 現在地を改修するという話も出ましたけれども、耐震工事をするために壁を大分つくらなきゃいけないという話をされましたね、耐震工事をするためには。そうすると、現在の面積の恐らく1.5倍は必要であろうと、こういうふうに考えるわけですね。1人当たりの執務スペースを考えた場合にですね。そうした場合に、それだけのものがここで必要なのかどうかということですね。無理して現在地に耐震改修をする必要があるのかどうか。それともう一つは、最低でも150億円ですね、借上料、あるいは駐車場。これは5年たったら無駄なお金になるというふうに私は想定するわけです。

そういったことを含んで現在地で、しかも、有効スペースをとって効率的にするために総額概算どれぐらいの費用がかかるのか、これがわからないわけですね。現在で新築するとした場合に、先ほどの試算では451億円。その中で150億円ぐらいの5年たったら無駄になるお金をなぜここに投入しなきゃいけないのかと、こういう素朴な疑問を持つわけです。

したがって、私がお尋ねしたいのは、耐震構造にして、1人当たりの有効面積をとった場合の庁舎の費用はどれぐらいかかるのか、それを教えていただきたいと思います。

○知事公室長 この問題についても第3回に資料をお出ししております。耐震改修をした場合には、金額にいたしまして事業費の試算で135億円という数字をお出ししております。また、その際に、本館の土木部の部分が撤去ということになりますので、この部分は面積が減少してまいります。したがって、県庁舎と警察本部とあわせまして、執務面積が2,765平米は減少すると。この分は新たに借り上げが必要になりますので、借り上げ経費として1億3,000万円程度が新たにかかってくるということをご説明申し上げたところでございます。

○会長 何かほかにご意見はございませんか。どうぞ。

○委員 基本的に私は、現在地での建て替えについては反対であります。理由は、県庁舎のあるべき姿、機能というのが、新しいシンボル、防災、防犯、まちづくり。特にまちづくりにつきましても、現在地にこれだけの、20階建ての建物を建てますと、周辺のまちづくりの調和というのが非常に崩れてくる。あの周辺には出島の史跡もございますので、景観が大きく損なわれるということが考えられます。それから効率性、柔軟性等々も含めましてですね。

ここに書いてありますように、やっぱり仮庁舎の借り上げに約74億円ないし83億円を要するということがありますし、仮庁舎の確保も非常に困難な、約4年半にわたっての分散した仮庁舎となるということと、地下駐車場に82億円かかりますと、合計165億円の予算を要するというので、非常にこれは無駄じゃないかなということですね。2案につきましても、埋蔵文化財が相当あるということをお考えすると、相当時間もかかるし、それぞれ歴史的な文化財、景観、工期を含めまして、基本的に私は現在地での建て替えについては反対をいたします。

○会長 ほかにご意見等ございませんか。

○委員 今の委員さんの発言と私も同様な思いをいたしますので、重複するかもしれませんが。

私は、この3案には結論的に賛成できません。早く言えば移転を希望しますというところでございます。

なぜ狭いところに無理してつくるのかというのが一つの疑問点。それと、先ほどの委員さんが申し上げたような考え方にプラスをすれば、あそこに20階建てをつくった時に、いわゆる歴史とか文化とか、そういうものとどういふふうな兼ね合いになるのかなど、そういう心配をしておるわけでございます。

したがって、現在地を移転をして、その後に長崎らしい特色ある歴史と文化、これをどのように活かして跡地のまちづくりをするのかと、それを提案しながら、私は移転を早く進めてほしいと、そういう考え方でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○委員 私は、福岡の者でございますけど、ご議論を聞いて。道州制と少子・高齢化を考えるべきと。確かに、その付近を頭に入れた県庁舎の設計というのは、考えられる限り入れた方がいいと思います。

ただ、道州制については、先ほど説明がありましたように、私は国の協議会に出ておりますが、今問題にしているのは、中央集権、それから東京一極集中といいましょうか、このような状態から抜け出して地域主権、いわゆる地域が、地方が権限ももらって、内政に関することは全部地方が権限をもらって、財源ももらって、そして場合によっては人もですね。それだけやれる条件の人が必要であれば、中央から地方にやる、それが大きな目的で今進められております。

あと、道州制になったらどうなるかということ、国の委員会の議論の中では、これは地域の人が考えることで、国はある程度枠組みは決めても、地域の人がどういう州の制度、行政にするか、あるいは位置づけ、いろいろな機能を地域にどうするか考える必要があるとしています。

要は、基礎自治体に、住民に近いところのサービスは全部住民に近いところでやり、道州はどちらかということと社会資本整備とか経済政策を考える。

大枠はそういうことですけれども、これが、例えば九州がそうなった場合に、どういう行政体で、例えば大都市、長崎などはどういう位置づけにするのかとか、州都もどんな形にするのか等、全然まだ見えておらず議論もされておられません。

そういう中で確実なのは、何といえますか、住民に近いところに行政が厚くなっていく。人もくる、金もくる、権限もくるということですが、そういうことを考えますと、この道州制、決して長崎から長崎県行政はなくならず、行政のポイントとなるものは残る、残らざるを得ないと思っております。

そういう受け皿として、県庁舎が今度つくられても、私は手戻りになることはない、むしろ呼び込むことになる。例えば警察を見ていただきますと、それを州に取り上げるとどうなりますか、県警本部をですね、交通センターその他もですが、警察だけではなくても、いわゆる行政の前線となる長崎県は厚くなると思います。

ちょっと話がありましたように、市との関係を考えようと。これも、あるいはそうなった時にはそうかもしれません。この付近はまだ全然議論もされていませんし、これは私たちが、九州の、長崎の人が考えて提案して、将来、道州制になったら形づくっていくということになるかと思っております。

そういうことで、確かに道州制のことは考えていいんですが、先ほど申されたように、

これはひょっとしたら受け皿は、人はもっと増えるかも知れませんね、長崎県も。地方を厚くしようとしていると思うんです。

だから、おっしゃるのもわかるんですけど、見えません。これがそういう制度が果たしていつごろ入るかというのは、まだわかりません。10年先を目指していますけれども、ただ今議論をしているだけです。細かい設計は何もありませんし。

そういうことからいうと、待てるかと、道州制の議論を待てるだろうか。この県庁舎は、非常に耐震性能が悪い、老朽化、狭隘化、恥ずかしいことではないけど、機能的にどうなのかなど。我々はよそから見て、この前、庁舎を見せていただいて心配いたしますね。住民の安全・安心をつくる体制として、本当にいいのだろうかという気がいたします。単純な感想で恐縮ですが。したがって、待てないといいますか、道州制がどうこうなるまで待てないのではないかとということが1点。

それからもう1点は、単純に感想を言わせていただきますと、今度の移転地の候補になっております長崎市跡地、これはチャンスじゃないかと思えます。私は外から見て、これはチャンスだと。新長崎駅と連結して、そこに目指す機能の新庁舎を自由につくれる。しかも、現在地に比べて安く、しかも自分たちのつくりやすい形を設計に使えるというのは、私は、そっちの方がいいんじゃないかという気がいたします。

それに、現在地での建替えというのはとても問題があって、しかもコストも高いということになれば、やはり移転した方がいいんじゃないかと。

それから、跡地の利用はここでの議論ではないのかもしれませんが、ここはまちづくりにマッチした、歴史と文化の長崎の観光の目玉になるような、コンベンションセンターの話もありますけど、それも含めて、ここの跡地のまちづくりというのが重要ではないかと、私は単純に、よそから見ていてそういう気がいたします。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 前回、想定される規模、そして現在地で建て替えた場合にどうなるかということ、を次回までにとということで出させていただきました。短時間の間にこういう形にまとめていただいたことを本当に感謝申し上げます。

恐れていたというか、予想したとおりでありますけれども、今日お配りいただきました資料6のパースの絵を見まして、この建物の外観等は別にしまして、こんなことになっていいのかという思いを強くいたしました。

3枚目の出島の方から見た図、何もない状態と2枚目の前にこういうビルが建ち上がっている図とを比べていただいて、現在地建て替えをおっしゃる時に、これが現実的に積み上げるとこうなってしまうんだということをもうちょっとまともに認識しなくちゃいかんのではないかなと私は思います。

もう一つ、今までの議論の中で出ていないことを申し上げますと、実は、出島の復元という長崎市がおやりになっている事業がございます。これは十数年前からやっておるんですけども、そのことをぜひ次回に、長崎市の方から詳しくご説明いただきたいと思うんですけれども、私もかかわっております、どういうことが問題になるかということをつだけ申し上げたいと思います。

現在、出島は、出島の内部で復元作業を進めておりまして、10棟の建物ができたところですが、当初から出島を完全に復元したいというご要望が大変強うございました。

そのために、長期計画としまして、現在の出島は実は明治の中期に中島川の変流工事をやっております、当初の出島の約4分の1が川の中に入ってしまったわけですね。完全に復元しようと思すと、現在の中島川、この3枚目の地図でいいますと、流れているブルーの部分を県庁側に約半分ぐらい動かさないといけないわけです。しかし、そのことが、今の状態でやる限りできないわけです。いずれの案も、1案から2案、3案かけて、一応それは織り込んだ形で、現在の建物が建っている位置よりは、若干後ろに引いた形で計算されておりますので、その点は長期計画と矛盾しない形になっておるんですけども、本当の意味で、今、市民の中から一番要望の強いのは、完全復元と同時に表門の石橋を復元してほしいと、そこから入りたいんだというお声はずっと続いているんです。しかし、現在の中島川の河川断面をいいますと、川を半分横へやっただけでは、石橋は復元できないんです。その意味でいいますと、もうちょっと余裕が要るわけですね。しかし、そういうことも含めてやるというか、やりたいという声があるにもかかわらず、県庁が今のままですとできないわけです。

その意味で、仮にこれは動かせるということになりますと、そういうことが視野に入ってくるか、実現の可能性が出てくるということですので、ぜひその辺も一緒に考えていかなければならないと思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見はございますか。

○委員 意見じゃないんですけど、建て替え案1の行政・議会棟ですね、警察棟は別棟でありますので、これが20階建てになっていますが、建築面積で割りますと17階なので、17階の間違いでないでしょうか。質問です。

○知事公室企画監 資料の一覧表、文字だけの表になっているものでございますが、建築面積、建て替え案1の真ん中の、庁舎床面積Aのところには建築面積が書いてあります、3,870平米ですね。これで延べ床面積の6万6,000平米を割るといってご指摘かと思いますが、これに駐車場部分が、地下駐車場があるんですが、その右側のBの欄、地上・地下の3階建てまでに7,200平米分の駐車場を何とかこの敷地の中で最大限とれるようにということで、ある意味、無理矢理押し込んでいるような想定をしております。その結果の合計面積がCのところにはございますが、8万2,000平米余りでございます。

それから、実際の階数を算定するに当たりましては、いわゆる床の面積そのものでございますが、この想定は先ほど資料5にありましたようにエントランスホールなどの付加的な部分を一応含む形を想定しております、吹き抜けなども考慮した結果、算定上は、地上部分でいきますと7万6,200平米というのを想定して割り算をして20階建てということで書かせていただいております。

○委員 さらに質問です。建て替え案2案、3案は、建築面積で割ったのがそのまま階数になっているんですが、1案だけはそういうことを付加されているんでしょうか。条件は全く同じようになっていると思うんですよね、駐車場を含まないとなっておりますので。

○知事公室企画監 いずれも同じような条件設定をしております。案の1については、地上部分に駐車場が出てまいりますので、その面積を加えているということでございます。地下の駐車場部分は階数算定には入れない形で割り算をしております。その上で、先ほど申し上げました吹き抜け部分などを想定して階数の算定には使っているということでござい

ます。

○委員 私は長崎市外の人間ですから、長崎市内の事情はよくわかりません。しかし、この懇話会は、県庁の庁舎をいかにすべきかという議論をしているわけですよ。市庁舎をどうするかとか、そういう問題ではなくて県庁舎をどうするかということですから、やはり150万県民の立場で議論されるべきじゃないのかなと。これは基本的スタンスとして、そういうことを念頭に置きながら議論されるべきじゃないかなというふうに私は思います。

ただ、長崎の場合は150万県民の中で30万人が長崎市民ですから、全体の5分の1ぐらいが長崎市の人口を占めておりますし、今の県庁だって、どちらかといえば長崎市が地主さんみたいな感じでございますから、長崎市の意見というのは、これはもう当然尊重しなくちゃならないと思いますけれども、しかし、今後どうするかという問題につきましては、やはり県民の立場で議論していただきたいなという気持ちがございます。

それからもう一つは、これは大事なことです。要らぬことを言うかもしれませんが、この庁舎の建設に対するスタンスの問題ですね、基本的なスタンスのこと。具体的なことは我々はよくわからないんですよ、はっきり言いまして。しかし、少なくともこうあるべきじゃないのかなと、こういう姿勢で取り組むべきじゃないのかなというスタンスだけはしっかりしたスタンスでやってもらいたい。

といいますのは、県庁舎のあるべき姿というのが議題になっているわけで、これと関連すると思うんですけど、この前からの議論の中で、警察棟をなんで一緒にしなければならぬのかという意見が一部あったような記憶があります。

この問題は、佐賀県とか熊本県、鹿児島県、大体同じようなところ、佐賀県は堀を挟んで向かい側に建っていますけれども、ほかのところは全部同じ敷地内に集約されているわけですね。なんで警察は行政棟、議会棟と一緒に集約されているのかなということ。をちょっと考えた場合に、これはやはり共通認識といいますか、そういうのがあるんだろうなというふうに思うんですね。それは一体何かといいますと、私もこれは勉強不足で、みんなから笑われるかもしれませんが、警察と行政は別だろうと、警察というのは特別じゃろうもんというような考えを一時持っていたわけですけど、実はそれは大きな間違いで、警察というのは行政の一環なんですよ、これは。長崎県警本部とかというように、司法じゃないんですよ、これは。ご承知でしょうけれど、行政の一環ですから。やはり行政棟と議会棟とか、あるいは警察棟も1カ所に集まってやった方がいろんな面で都合がよいと、そういうことがあって、佐賀県にしても熊本県、鹿児島県にしても同じ敷地内に集合してつくったんだろうなというふうに解釈しているわけです。司法じゃないと。要するに司法というのは検察庁とか裁判所とか、ああいうのは司法関係でしょうけど、警察はあくまで行政機構の中の一環だと。だから一体のものなんですよ、はっきり言いましてね。

ですから、要らぬことを言いましたけど、そういうスタンスで議論を進めていただきたいと思います。以上です。

○委員 先ほど改修した場合の費用というのを伺いました。135億円ということだったのですが、現在違うんですね、これはね。今日、発表されたものは74億円から83億円、借上げ費がですね。これに駐車場の費用が入っていないんですね、90億円。そうすると約300億円になるわけですね。しかもこれが、Ⅰ類であるか、Ⅱ類であるか、具体的に示されていないわけですね。Ⅰ類であるとするならば、先ほど言いましたようにスペースが5割減ると、

私はこのように推計するわけです。

そういった観点からして、耐震補修するというのは非常に時間もかかるし、無駄な金もかかりますから、これは新築をした方がよい、県民のためになると、私はこのように考えますので、私の意見を申し述べさせていただきます。

したがって、前回の3回の時の事業費のあれは訂正しなきゃいけないわけですね。

○知事公室長 ちょっと説明が悪かったかもしれません。前回、135億円と申ししたのは、今の建物の耐震改修をする費用が135億円ということでございます。この70億円から80億円という仮庁舎の費用といたしますのは、今の庁舎を耐震改修はしないで壊してしまっただけに建て替える時には仮庁舎が要るので、その費用が70億円から80億円かかりますということでございますので、耐震改修とはちょっと前提が違う数字でございます。

○委員 私は佐世保市に住んでおります。佐世保市に住んでいる県民としてというか、そういう一人の県民としての立場でこの県庁移転のことを申し上げたいんですが、今日、資料をいただきまして考えましたことは、仮庁舎の建築等、あるいは工事中の不便等を我慢して、出島等の景観を害したり、ただでさえ公園が少ないといわれている今の地域の公園スペースを減らしてまで大きなオフィスビルをつくる必要があるのかということ。

でなければ、先ほど言われたように道州制だとか人口減だとか、それをにらんで現県庁舎の耐震化で135億円かけて、古いイメージのままの県庁舎で何年か、多分それは耐用年数が非常に短いと思うんです。または新県庁舎を建てるかという、この2つの選択肢になると思うんですね、更地に移転しない限りは。私はこれは、2つとも非常に非現実的ではないかなというふうに思います。

一番最初に、10年前に決めた魚市跡に移転になぜ固執するのかわからないというご意見が出まして、道州制等がわかっているのにということだったんですけども、一人の県民の立場から見ますと、なんで10年前に決めたことが今までずっとずっと持ち越されてきたんだろうかということを感じます。

もう本当にご覧になっていただくとわかるように、県庁舎というのは耐用年数をとうの昔に過ぎていていると思うんですね。それは早くしてほしいし、先ほど言われましたが、あるべき姿とか、規模とか、機能とかというのは、まさに基本設計をしなければならぬ段階なんですけど、本当はこういう会は、県庁舎の基本設計についての意見を述べるというような段階ではないかと思うんですね。だから早急に移転ということ、移転地をきちっとしていただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○会長 時間も差し迫ってまいりました。現在地の建て替えにつきましては、いろいろご意見もあろうかと思っております。また、意見も出ました。

次回の会議で、魚市場跡地での建設についても審議をしたいというふうに思っておりますので、そうしたいと思っております。それでよろしゅうございますか。

それでは、そういったことで、建設場所につきましては次回以降の審議ということにしたいと思います。

本日、事務局の方から、先ほど説明がございました県央地域に関する資料の提出がっておりますが、これについて何かご意見等ございますか。

○委員 県央地区に関する資料を、短時間で丁寧に、詳しい資料を出していただきまして、

大変ありがとうございます。

今までの議論の中で、新庁舎の建設について、どうも長崎市ありきだという懸念があるわけですね。もうとにかく長崎市でなければだめだと、ほかのことは論外だという話もあるんですが、相当数の県民は、県央でもいいんじゃないかということがあるわけですから、その辺はやっぱり丁寧に議論を深めていかなきゃいけない。

現状においても長崎市の魚市跡地に、私も現時点ではそれが選択肢の一つだと思うんですが、現在の長崎県の状況を言いますと、長崎市にすべての機能が集中している、一点集中しているんですね。長崎市が栄えて、ほかのところは衰退をしていると、こういうような状況ではいかんのかなかろうかと。

出されている資料を見ますと、いろいろな団体、機関が集中している。これは当然ですよ、県都がずっと長崎にあったわけですから、それで動いているわけですからね。

しかし、今後は、道州制のこともあるんでしょうけれども、新しい時代における新しい県都についても議論を深めてもいいのではなかろうかということのを常々考えているわけです。

それで、県央のことについて、ただ単に資料を提出したということではなくて、もし県央の諫早・大村にするとすれば、どういような、出されている資料あたりをつくっていただいて、どうなるんだろうかなということですよ。先ほどから出ておりますように、ただ単なる長崎市民の庁舎の問題じゃないんですよ。県民全体に、長崎県の新庁舎をつくったら、どういように県勢が浮揚するんだろうかと、将来の県民のためにどういような位置づけ、役割を果たすのだろうか。私も常々考えるんですが、長崎市は文化・歴史・観光を重視して、新しい行政棟の機能は県央などにも移転していいのではなかろうかということを考えるわけですが、なかなかこの場では議論が深まらないかもしれませんが、これをまとめるに当たっては、県央を推す意見もあったということは何となく記録にとどめてほしいなということで申し上げました。

○委員 資料7を出していただきましたね。私の要望は、次の会議の時に議論する場を設けていただきたい。この資料だけではなくてですね。お願いします。

○委員 私も質問させていただきます。先ほど配られました県央地域に関する資料の一番裏といいますか、14ページに地方自治法の規定があるんですけれども、第4条第1項で、ご説明がありましたように、「その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない」とあって、第3項で、これを「制定し又は改廃しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない」と。

この事務所の位置の変更というのは、どの程度、例えば県央に移転する場合は対象となるのか、ならないのか。例えば魚市跡地に仮に移転するとした場合に、それは対象となるのか、ならないのか。その辺の解釈がどうなのか、確認したいと思います。県央の場合は明らかに出席議員の3分の2以上の者の同意がないといけないということは何となくわかるんですけど、その辺を質問させていただきたいと思います。

○総務部長 県庁の位置というのは、ここに定めがございましたように、条例でこれを定める。

実は、この規定が設けられた時に、既に庁舎が定められておまして、庁舎の移転がなされない場合には、この根拠条例も定めていないという状況でございます。全国の状況を

見ますと、条例を制定していないのが33道府県ございます。条例を制定しておりますのが14都県でございます。この条例を一旦定めると、その定めた内容に修正が必要になってくれば、特別議決ということで、3分の2以上の同意が必要ということになってまいります、この条例の定め方も、県によってそれぞれ特徴がございます。

14都県のうち、番地まで表示しておりますのが6県。したがって、現庁舎について番地までこの条例に制定するとすれば、魚市跡地に移転する場合も特別の議決が必要になってくる。町名まで、長崎市何町のレベルまで指定しておりますのが1都6県ございます。市だけ、これは沖縄県になります。沖縄県那覇市まで制定している県が1県でございます。本県は、この間、場所を移転しておりませんので、条例を制定していない33道府県のうちの1県でございます。

現に庁舎のある位置は、地方自治法第4条で、「これを定めたものとみなす」という地方自治法施行規程の定めがございます。今現に庁舎がある位置は、条例で定めたものと同じですよというみなし規定がございますので、それをそのまま活用しているという状況でございます。

したがって、少なくとも最小の行政単位、すなわち市町村を越えるということになれば、必ず条例は制定すべきものとなってくるのではなかろうかと考えております。

○会長 よろしゅうございますか。

いろいろ意見がございましたが、会議の時間ももう過ぎました。建設場所につきましては、次回以降の会議で審議をいたしたいというふうに思っております。

次に、議題3「その他」、何か特にございますか。何も無いようでございますれば、第6回会議の日程等について協議をいたしたいと思っております。

第6回会議は、さきに事務局の方からご案内があったとおり、11月22日土曜日の9時30分から開催することで調整したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

また、審議の項目について、何かご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

○委員 先ほど私は要望として、いろんな専門家のご意見、例えば液状化に関する話であるとか、コンクリートの話とか、その辺の専門家の話を聞きたいという要望を出したんですけど、これはどういうふうになったんですか。

○知事公室長 第3回の時に同じようなご意見がございまして、前回、第4回に、専門家の皆様のご意見というのを冒頭にご報告をさせていただいたと思っております。

また、委員の中にも、そういうことがあって専門の委員さんにも入っていただいております。

ただいまのご意見と別途のご意見もございましたので、またこの委員の皆様の中で十分ご議論をいただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○会長 今の話につきましては、先般、委員の方からも意見が出ました。今後、もしも何かございませれば、その辺はまたよくご意見を賜ればというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

○委員 今後の議論の中で意見を出します。

○会長 一応そういったことで、今後、私の方で事務局とも調整してまいりたいというふ

うに思っております。

最後に、事務局の方から何か報告がございますか。

○知事公室長 ご報告を1点、申し上げます。

この県庁舎の整備問題について審議をするために、県議会で県庁舎整備特別委員会というものが設置をされました。去る10月14日に第1回の委員会が開催されました。

第1回の委員会では、現状と経過についての審議がございました。とりわけ本県での地震の予測、あるいは現庁舎の耐震改修などについて活発なご議論をいただきました。

今後、第2回の委員会として、11月25日に開催をされまして、主に本県の財政状況等について審議が行われる予定でございます。審議の状況等については、逐次お知らせをしたいと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見もないようでございますので、今日はこれもちまして終わらせていただきます。

本当に委員の皆様方には長時間にわたりまして、3時間近くにわたりましてご議論いただきました。次もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、本日は終わらせていただきます。大変お疲れさまでした。

(閉 会)